○法務省告示第二百十七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月二十七日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称及び住所

東京都行政書士会

東京都目黒区青葉台三丁目一番六号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号に係る変更

変更の認証年月日

平成二十八年四月十三日

○外務省告示第百四十五号

平成二十八年三月三十日にキエフで、外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がウクライナ政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十八年六月一日から実施される。

平成二十八年四月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

（在ウクライナ日本国大使館からウクライナ外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.58―16

口上書

在ウクライナ日本国大使館は、ウクライナ外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交旅券所持者に対する外交査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十六年六月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　ウクライナ国民であって、ウクライナ外務省が発給した有効な外交旅券を所持しウクライナ政府の外交又は領事の任務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該ウクライナ国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2(1)　ウクライナ外務省が発給した有効な外交旅券を所持するウクライナ国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するウクライナ国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するウクライナ国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにウクライナ政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるウクライナ国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、ウクライナ政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在ウクライナ日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてウクライナ外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年三月三十日にキエフで

（ウクライナ外務省から在ウクライナ日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.71／ＫＰＰ／23―010―153

口上書

ウクライナ外務省は、在ウクライナ日本国大使館に敬意を表するとともに、ウクライナ政府が、外交旅券所持者に対する外交査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十六年六月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持し日本国政府の外交又は領事の任務の目的でウクライナに入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなくウクライナに入国することができる。

2.1　日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってウクライナに入国することを希望するものは、査証を取得することなくウクライナに入国することができる。

2.2　2.1の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってウクライナに入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1並びに1及び2.2の査証の要件の免除は、ウクライナに入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するウクライナの法令に服することを免除するものではない。

4　ウクライナ政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　ウクライナ政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくウクライナに入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　ウクライナ政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

ウクライナ外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ウクライナ日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年三月三十日にキエフで

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　北海道札幌市中央区伏見五丁目一八七五の一・南二二条西一五丁目一五八七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県西磐井郡平泉町平泉字要害一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字要害一〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）